

## 令和4年度組合研修会事業に対する助成金交付規程

一般財団法人愛知実業協会

(趣 旨)

第1条 一般財団法人愛知実業協会(以下「協会」という。)は定款第1条の目的のために、第4条第1項第4号の中小企業組合等の開催する事業への助成事業の一環として、中小企業組合等(以下「組合」という。)が実施する組合研修会事業に対する助成金について、「令和4年度組合研修会事業に対する助成金交付規程」(以下「本規程」という。)に定めるところにより実施するものとする。

(助成の範囲)

第2条 組合研修会事業に対する助成(以下「助成金」という。)は、次に掲げる経費であって協会が設置する理事会の承認を得たものについて行う。  
2 組合が傘下中小企業者の事業の発展向上及び経営の近代化等を図ることを目的として開催する組合研修会の開催に要する経費であって次に掲げるもの  
講師謝金、講師旅費、会場借上料、資料費及び通信費

(助成額)

第3条 協会が交付する助成金の額は、1組合当たり50,000円の定額とする。

(助成金の交付の申請)

第4条 組合は、助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ様式第1による助成金交付申請書(正1通)を協会理事長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第5条 協会理事長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、理事会の承認を得た後、助成金の交付の決定を行い、様式第2により組合に通知するものとする。この場合において、協会理事長は、助成金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第6条 組合は、第5条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には申請の取下げをすることができる。ただし、申請の取下げをすることができる期限は、助成金交付通知書を受けた日から30日以内とする。

(助成事業の内容の変更)

第7条 組合は、助成事業の内容の変更(経費の配分の変更を含む。)をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書(正1通)を協会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第8条 組合は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4による申請書(正1通)を協会理事長に提出してその承認を受けなければならない。

(事故の届出)

第9条 組合は、非常災害等により助成事業が当該助成事業に係る会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第5による事故報告書(正1通)を協会理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業完了期限)

第10条 組合は、3月10日までに事業を完了するものとする。

2 組合は、3月10日までに事業を完了する見込みがなくなったときは、速やかに様式第6による事業完了期限の延長承認申請書(正1通)を協会理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 協会理事長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、期限延長の理由が適正と認めるときは、様式第7による事業完了期限の延長承認通知書により、組合に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 組合は、助成事業の完了後15日以内(ただし、第8条の規定により助成事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から5日以内)又は3月10日のいずれか早い期日までに到達するように、様式第8による実績報告書(正1通)を協会理事長に提出しなければならない。

2 第10条の規定による事業完了期限の延長承認を受けた組合に係る実績報告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、協会理事長が別途定めるものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

第12条 協会理事長は、第11条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認をされた内容。)及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額の確定をし、組合あてに通知するものとする。

(助成金の精算払の請求)

第13条 組合は、前条の規定により、協会理事長から助成金の額の確定通知を受けた日から5日以内に様式第9による補助金精算払請求書(正1通)を協会理事長に提出し、助成金の精算払を受けることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 協会理事長は、組合が助成金を他の用途に流用し、又は助成金の交付の内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反した場合は、助成金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 協会理事長は、助成金の交付決定の取消しを行った場合は、その旨を組合に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 組合は、前条の規定により取消しを受けた場合において、既に助成金の交付を受けているときは、助成金返還通知書に従って助成金を返還しなければならない。

(助成金に係る経理)

第16条 組合は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日に属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(助成事業の監査)

第17条 協会理事長は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要と認めるときは、中央会の職員に組合の監査を行わせることができる。

(その他)

第18条 協会理事長は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

# 樣 式 集

様式第1

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川泰三 殿

組 合 名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度組合研修会に係る助成金交付申請書

今般、別紙計画書により組合研修会を実施したく、組合研修会事業に対する助成金交付規程第4条の規定により、助成金50,000円の交付を申請します。

(別紙)

組合研修会実施計画書

組合名

1. 目的
2. 研修会のテーマ
3. 運営の方法
4. 参加対象及び人数
5. 実施日時及び場所
6. 予定講師等の氏名、役職、講演等のテーマ及び時間

7. 収支予算

(単位：円)

支 出		収 入	
講師謝金	円	助成金	円
講師旅費	円	自己負担金	円
会場借上料			
資料費			
通信費			
合計	円	合計	円

(記入に当たっての注意)

- ① 助成金交付申請書は、実施予定日の少なくとも1ヶ月前までに協会に提出して下さい。
- ② 「目的」、「研修会」のテーマについては具体的に記入して下さい。
- ③ 「運営の方法」の記入は、研修会、講習会、講演会であるか、また、複数の回数を定めて開催するものか、1回の開催のみとするか、などについて記入して下さい。
- ④ 「参加人数」の記入は、出席者の対象が、組合員全員か、組合員の一部(理事のみ、委員のみなど)か、組合員以外に外部の者を参加させるか、などについて記入して下さい。
- ⑤ 「実施日時」の設定に当たっては、「組合研修会事業に対する助成金交付規程」第10条第1項に規定する3月10日の事業完了期限(「事業完了」は、組合研修会を開催した後、その経費の支払を済ませ、当該支払に係る領収書を受領したことをもって事業を完了したとします。)を考慮し、2月中旬までに開催するよう計画して下さい。

令和 年 月 日

理事長  
協同組合  
殿

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川 泰三

令和4年度組合研修会に係る助成金の交付決定について

令和 年 月 日付け助成金申請のありました標記の件につきましては、組合研修会事業に対する助成金交付規程第5条の規定に基づき下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

交付決定額 金50,000円

様式第3

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川泰三 殿

組合名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度助成事業の内容変更の承認申請書

令和 年 月 日交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり変更したいので、組合  
研修事業に対する助金交付規程第7条の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容



様式第4

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川泰三 殿

組合名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度助成事業の中止(廃止)の承認申請書

令和 年 月 日交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、  
組合研修会事業に対する助金交付規程第8条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止(廃止)の理由

2. 中止期間

様式第5

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川泰三 殿

組合名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度助成事業事故報告書

令和 年 月 日交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり事故があったので、組合研修会事業に対する助金交付規程第9条の規定により報告します。

記

1. 助成事業の進捗状況
2. 同上に要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第6

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川泰三 殿

組合名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度助成事業の事業完了期限の延長承認申請書

令和 年 月 日交付決定通知のあった助成事業について、組合研修会事業に対する助成金交付規程第6条の規定により、下記のとおり事業完了期限延長の承認を申請します。

記

1. 期限延長の理由

2. 事業完了の期限

令和 年 月 日

様式第7

令和 年 月 日

組合  
理事長 殿

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川 泰三

令和4年度助成事業の事業完了期限の延長承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった助成事業の事業完了期限の延長については、組合研修会事業に対する助成金交付規程第10条の規定により、これを承認したので通知します。

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川泰三 殿

組 合 名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度組合研修会事業実績報告書

組合研修会事業を実施したので、組合研修会事業に対する助成金交付規程第11条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

組合研修会事業実績報告書

組合名

1. 研究会の概要

2. 組合員等に及ぼした効果

3. 参加人数(出席者名簿を添付)

4. 開催日時及び場所

5. 講師等の氏名、役職、講演等のテーマ及び時間

6. 収支決算書

(単位：円)

支 出		収 入	
講師謝金		助成金	50,000
講師旅費		自己負担金	
会場借上料			
資料費			
通信費			
合計		合計	

令和 年 月 日

一般財団法人愛知実業協会  
理事長 石川 泰三 殿

組 合 名  
住 所  
理事長の氏名

令和4年度助成金精算払請求書

令和 年 月 日交付決定通知のあった助成金について、組合研修会事業に対する助成金交付規程第13条の規定により、下記金額の精算払を請求します。

記

金 50,000円也

1. 助成事業名

2. 助成金交付決定額

50,000円

3. 助成事業に要した額

円

4. 助成金確定額

50,000円

5. 精算払請求額

50,000円

6. 送金口座